

REPORT 2020

HIDAKA SHINKIN BANK
2020 Disclosure

ひだかしんきんレポート 2020



「夏の昆布浜」 写真提供：木村 実氏（新ひだか町三石在住）

「夏の昆布浜」 写真提供：木村 実氏（新ひだか町三石在住）



まごころ ふれ愛

日高信用金庫

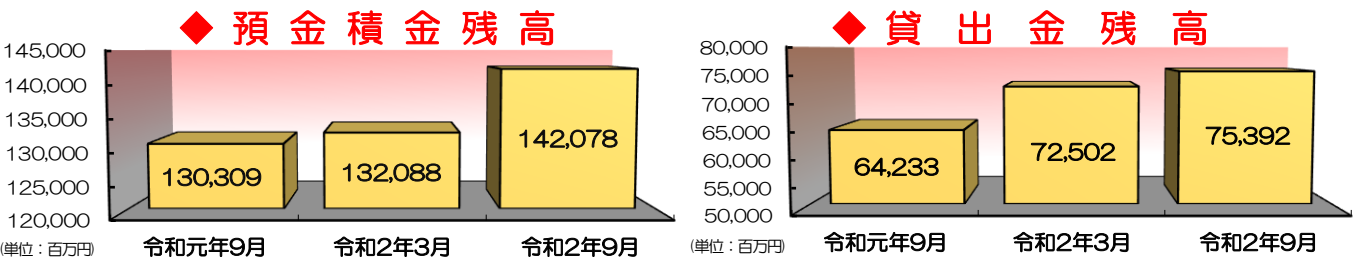
URL <http://www.shinkin.co.jp/hidaka/>



日高信用金庫とお客さまとのつながり

当金庫は、協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して地域社会の持続的な発展に貢献していくことを基本とし、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に向け積極的に取り組んでおります。

詳しくは、当金庫のホームページをご覧ください。



■お客さまの預金について
預金積金残高 142,078 百万円（譲渡性預金を含む）

■地域のお客さまにご利用頂いた貸出金について
貸出金残高 75,392 百万円（預貸率 53.06%）

◆ 貸出金業種別内訳

(単位: 百万円・%)

業種別区分	令和元年9月期		令和2年3月期		令和2年9月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
製造業	4,581	7.13	4,232	5.83	4,886	6.48
農業、林業	1,861	2.89	2,148	2.96	2,098	2.78
漁業	141	0.21	155	0.21	149	0.19
鉱業、採石業、砂利採取業	505	0.78	482	0.66	496	0.65
建設業	4,053	6.30	5,390	7.43	4,519	5.99
電気・ガス・熱供給・水道業	384	0.59	471	0.64	582	0.77
情報通信業	17	0.02	17	0.02	75	0.09
運輸業、郵便業	346	0.53	372	0.51	504	0.66
卸売業、小売業	3,680	5.72	3,744	5.16	4,696	6.22
金融業、保険業	1,710	2.66	1,695	2.33	1,405	1.86
不動産業	24,312	37.84	28,858	39.80	31,519	41.80
物品賃貸業	1,116	1.73	1,031	1.42	1,094	1.45
学術研究、専門・技術サービス業	453	0.70	495	0.68	516	0.68
宿泊業	373	0.58	440	0.60	504	0.66
飲食業	249	0.38	263	0.36	515	0.68
生活関連サービス業、娯楽業	668	1.03	779	1.07	851	1.12
教育、学習支援業	22	0.03	22	0.03	29	0.03
医療、福祉	1,247	1.94	1,236	1.70	1,366	1.81
その他のサービス	1,196	1.86	1,091	1.50	1,621	2.15
小計	46,923	73.05	52,929	73.00	57,433	76.17
地方公共団体	8,867	13.80	10,483	14.45	8,663	11.49
個人	8,443	13.14	9,089	12.53	9,295	12.32
合計	64,233	100.00	72,502	100.00	75,392	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ 損益の状況

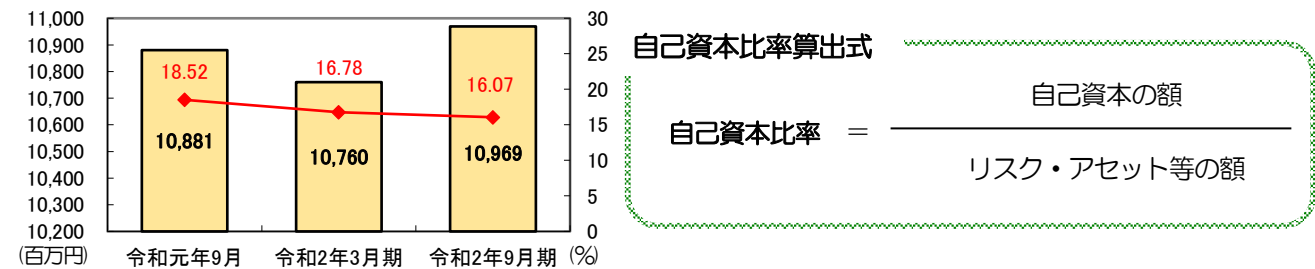
(単位: 百万円)

項目	令和元年9月期	令和2年3月期	令和2年9月期
経常収益	1,223	2,234	1,089
経常費用	911	1,910	835
経常利益	311	323	253
業務純益	433	629	212
当期純利益	207	199	199

◆ 自己資本の額および自己資本比率の状況

令和2年9月期決算の自己資本の額は109億円と年々増加しております。

自己資本比率は16.07%と、金融庁が示す国内で業務を行う金融機関の基準値である4%はもとより、国際基準の8%を大きく上回る水準を維持しております。



金融機関の自己資本比率とは、リスクに応じて再計算された資産の合計額に対する自己資本の占める割合のことであり、金融機関の健全性を示す評価基準として定着しております。この数値が大きいほど健全性が高いと評価されております。

自己資本比率は、自己資本の額をリスク・アセット等の額で除して算出されますが、このリスク・アセットとは、資産（貸出金や有価証券など）に関する貸倒れの危険性の総量のことで、資産の種類ごとに一律のリスク・ウェイトを乗じて算出しております。

当金庫は、令和2年9月期決算においても安定した収益を計上することができており、自己資本の額（分子）は増加しておりますが、リスク・ウェイトが高い貸出金等が増加したことによりリスク・アセット等の額（分母）も増加しております。

それにより、自己資本比率は低下しておりますが、自己資本の額は着実に積み上げることができており、経営基盤は強化されております。

◆ 自己資本の充実度の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからの普通出資金および利益剰余金等により構成されております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

（単位：百万円・％）

項 目	令和2年3月期	令和2年9月期
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,995	11,195
うち、出資金及び資本剰余金の額	357	358
うち、利益剰余金の額	10,652	10,837
うち、外部流出予定額（△）	14	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	179	177
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	179	177
コア資本に係る基礎項目の額（A）	11,175	11,373
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く）の額の合計額	44	39
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	44	39
前払年金費用の額	370	364
コア資本に係る調整項目の額（B）	414	404
自己資本		
自己資本の額〔（A）－（B）〕（C）	10,760	10,969
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	60,721	64,861
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△720	△720
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△720	△720
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,396	3,396
リスク・アセット等の額の合計額（D）	64,117	68,257
自己資本比率		
自己資本比率〔（C）÷（D）〕	16.78	16.07

（注） 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、特別積立金の積み上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積み上げを基本的な方針としております。

【自己資本の充実度に関する事項】

(単位：百万円)

項 目	令和2年3月期		令和2年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	60,721	2,428	64,861	2,594
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	61,441	2,457	65,581	2,623
地方公共団体金融機構向け	270	10	280	11
我が国の政府関係機関向け	341	13	361	14
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,111	164	5,059	202
法人等向け	37,938	1,517	39,713	1,588
中小企業等向け及び個人向け	6,439	257	7,020	280
抵当権付住宅ローン	672	26	663	26
不動産取得等事業向け	43	1	21	0
3ヵ月以上延滞等	25	1	380	15
取立未済手形	3	0	2	0
信用保証協会等による保証付	383	15	712	28
出資等	431	17	232	9
出資等のエクスポージャー	431	17	232	9
上記以外	10,645	425	10,850	434
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,705	148	3,705	148
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	514	20	514	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	67	2	59	2
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段にかかる五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	94	3	385	15
上記以外のエクスポージャー	6,263	250	6,184	247
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	113	4	261	10
ルック・スルー方式	113	4	261	10
③他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	△720	△28
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,396	135	3,396	135
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	64,117	2,564	68,257	2,730

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は基礎的手法により、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜ オペレーショナル・リスク相当額 ＞
(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

◆ 有価証券の時価情報

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令 和 2 年 3 月 期			令 和 2 年 9 月 期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	5,800	5,921	120	5,200	5,294	94
	地 方 債	6,999	7,312	313	6,399	6,686	287
	社 債	641	649	8	712	719	6
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	13,441	13,883	441	12,312	12,700	388
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	207	207	△0	3	3	△0
	そ の 他	1,700	1,607	△92	1,200	1,121	△78
	小 計	1,907	1,815	△92	1,203	1,125	△78
合 計		15,349	15,698	349	13,516	13,826	310

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令 和 2 年 3 月 期			令 和 2 年 9 月 期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	30,150	28,124	2,026	31,409	29,398	2,010
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	18,157	16,906	1,250	17,808	16,581	1,227
	社 債	11,992	11,217	775	13,600	12,817	783
	そ の 他	649	638	10	1,258	1,225	33
	小 計	30,799	28,763	2,036	32,667	30,623	2,043
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	172	228	△55	147	228	△80
	債 券	4,237	4,316	△78	6,501	6,612	△110
	国 債	199	200	△0	1,384	1,399	△14
	地 方 債	489	500	△10	2,181	2,199	△17
	社 債	3,548	3,616	△67	2,935	3,013	△77
	そ の 他	2,585	2,840	△255	2,295	2,403	△108
	小 計	6,995	7,386	△390	8,944	9,244	△299
合 計		37,795	36,149	1,646	41,611	39,867	1,744

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託、その他の証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

◆ 金融再生法開示債権及び同債権に対する引当・保全状況

(単位：百万円・%)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額(C)		保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)
				担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)		
金融再生法上の不良債権	令和2年3月期	3,864	3,611	2,409	1,202	93.47	82.65
	令和2年9月期	3,967	3,735	2,586	1,148	94.14	83.16
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年3月期	734	734	143	590	100.00	100.00
	令和2年9月期	727	727	126	601	100.00	100.00
危険債権	令和2年3月期	3,001	2,810	2,218	592	93.63	75.59
	令和2年9月期	3,107	2,934	2,407	527	94.43	75.31
要管理債権	令和2年3月期	128	67	48	19	52.44	23.97
	令和2年9月期	132	72	53	19	55.04	25.01
正常債権	令和2年3月期	68,832					
	令和2年9月期	71,653					
合 計	令和2年3月期	72,696					
	令和2年9月期	75,621					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りがでない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

地域貢献事業等

地域の皆さまとの関わりを大切にするため、当金庫役職員は環境整備事業や社会福祉事業などに積極的に取り組んでおります。

《 環 境 整 備 事 業 》

本店営業部 堺町支店	うらかわ優駿ビレッジ アエル中庭へ桜の植樹
様似支店	錦町（様似川沿い）へ 赤ツツジの植栽

《 社 会 福 祉 事 業 》

本店営業部 堺町支店	北海暁星学院ヘテレビ等寄贈
様似支店	特別養護老人ホーム 様似ソビラ荘へ車いす寄贈
えりも支店	町内3保育所へ遊具寄贈

なお、清掃活動は全店で計13回実施し、延べ168名が参加いたしました。



◆ インターンシップ等

地元の高校生等に向けて就業体験学習や職場見学を実施しております。

就業体験学習	えりも高校 1名（えりも支店）
職場見学	浦河高校 2名（本店営業部・本部）



◆ 地方創生への取組み

地域の特性や課題への共通認識を持ち、相互に連携・協力することを目的に、当金庫は新たに広尾町およびえりも町と「まちづくりに関する包括連携協定」を締結いたしました。

《各種包括連携協定の締結先一覧》

まちづくりに関する 包括連携協定	えりも町 浦河町	広尾町 様似町
包括連携協定	日高振興局	



◆ 地域見守り活動への参画

営業活動の中での「気づき」を活かし、皆さまが安心して暮らせるまちづくりに貢献するため、当金庫の広尾支店およびえりも支店は、新たに各種見守り活動に関する協定（下表参照）を締結いたしました。

《各種見守り活動に関する協定の協定名および締結先一覧》

広尾支店	広尾町における高齢者等の見守り活動に関する協定
えりも支店	えりも町における地域見守り活動に関する協定
様似支店	様似町における地域見守り活動に関する協定



新型コロナウイルス感染症に係る当金庫の取組み

この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている皆さまを支援するため、様々な対応を行っております。今後も、全力で支援をさせていただきます。

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響に関する相談件数

相談受付件数	535 件
融資実行件数	362 件
融資実行金額	5,552 百万円

※令和 2 年 9 月 30 日現在



◆ 相談窓口対応について



令和 2 年 3 月 2 日	全店舗に専用相談窓口を開設
令和 2 年 5 月 2 日 ～6 日	本店営業部、静内支店、広尾支店に 休日相談窓口を開設
令和 2 年 5 月 16 日 ～31 日	札幌支店を除く 7 店舗で土日相談窓口を 開設

◆ 寄贈

令和 2 年 4 月、当金庫が備蓄していたサージカルマスク 1,230 枚を下記の機関へ寄贈いたしました。

行政機関	新ひだか町、様似町、えりも町
医療機関	浦河赤十字病院、広尾国保病院 藤井内科医院、北海道がんセンター



◆ セミナー開催

令和 2 年 9 月 3 日、お客さま向け「補助金活用セミナー」をオンラインで実施いたしました。

◆ 地域支援

令和 2 年 4 月～	《各店における町内飲食店からの テイクアウトの協力》 町内の飲食店を応援するため、各店ごとに テイクアウトの協力を実施いたしました。
令和 2 年 6 月 1 日	《「新北海道スタイル」安心宣言の取組み実施》 国が示した「新しい生活様式」の北海道内 での実践に向けた、新しいライフスタイルや ビジネススタイルである「新北海道スタイル」 安心宣言の取組みを実施しております。
令和 2 年 10 月 5 日	《「なないろまち食エール企画の実施》 なないろまち食エール企画として、新冠町 から大樹町までの 7 町の参加飲食店で利用 できる食事券が当たるキャンペーンを、第 31 回懸賞金付定期預金の地域応援企画にお いて、飲食店の復興の一助として実施いたし ました。



苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。
お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

【日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課】 住所：浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2 Tel 0120-078-390

●受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

●受付媒体：電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部コンプライアンス課にご相談ください。

【全国しんきん相談所】

住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号：03-3517-5825

●受付時間：信用金庫営業日の午前9時～午後5時

【北海道地区しんきん相談所】

住 所：〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号：011-221-3273

●受付媒体：電話、手紙、面談

札幌弁護士会(電話：011-251-7730)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会および当金庫のホームページをご覧ください。

※詳細につきましては、当金庫ホームページに掲載しております。

店舗・ATMコーナーのご案内

■店舗のご案内

店舗名	住 所	電話番号	ATM営業時間		
			平 日	土曜日	日曜・祝日
本店営業部	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2	(0146) 22-4111	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
堺町支店	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目83番59号	(0146) 22-5611	8:45～18:00	9:00～17:00	—
静内支店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1番15号	(0146) 42-1531	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
三石支店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23	(0146) 33-2311	8:45～18:00	9:00～17:00	—
様似支店	〒058-0014 様似郡様似町大通2丁目35番地2	(0146) 36-2341	8:45～18:00	9:00～17:00	—
えりも支店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170番地1	(01466) 2-2311	8:45～18:00	9:00～17:00	—
広尾支店	〒089-2615 広尾郡広尾町本通8丁目7番地の1	(01558) 2-3161	8:45～18:00	9:00～17:00	—
札幌支店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地4 大樹生命札幌共同ビル4階	(011) 200-7070	—	—	—

■店外ATM設置場所

名 称	住 所	ATM営業時間			
		平 日	土曜日	日曜日	祝 日
浦河町役場内	浦河郡浦河町築地1丁目3-1	9:00～16:00	—	—	—
浦河赤十字病院内	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2-1	9:00～18:00	—	—	—
浦河町パセオ堺町店内	浦河郡浦河町堺町東6丁目493	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
マックスバリュ静内店内	日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1-69	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00

